

米原市スマート農業技術導入支援事業実施基準

第1 補助対象者

次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1)市が認める認定農業者および認定新規就農者（見込みを含む。）
- (2)地域計画のうち目標地区に位置付けられた者（見込みを含む。）
- (3)実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体
- (4)集落営農組織（法人格の有無は問わない。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、補助対象者としな

- (1)市税等の滞納があるとき。ただし、市税等の徴収猶予を受ける金額および期間がある場合を除く。
- (2)米原市暴力団排除条例(平成23年米原市条例第36号)第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

第2 事業の承認基準および重点枠

申請時に提出される取組目標の合計ポイントの高い順に、予算の範囲内で承認する。なお、合計ポイントが同点の場合は、補助金額および事業費に占める補助金額の割合の低い者を上位とする。

2 合計ポイントの高い順に承認した結果、申請額に対し予算額が満たない次点の申請者がある場合、予算の範囲内での補助額で事業実施が可能か当該申請者と協議の上、その承認を決定する。

3 米原市スマート農業推進方針における重点目標の達成に資するものとして、次の表の区分のいずれかに該当すると認める場合は、当該事業者の事業を重点枠として指定する。

重点枠	「若い農業者の確保・育成」	(1)55歳未満の代表者もしくは役員または年間雇用従事者を有する集落営農組織および農業法人 (2)上記(1)以外の55歳未満の個人経営の農業者 (年齢は、事業承認申請年度の4月1日現在とする。)
	「環境保全型農業への転換」	脱炭素化、環境負荷低減に資する取組を推進し、環境保全型農業への転換に資する取組(様式第2号別紙参照)を実施する者

第3 対象技術

対象となるスマート農業技術は、次のとおりとする。

対象技術	(1) 経営・生産管理システム (2) 水管理システム (3) アシストスーツ (4) リモコン草刈り機 (5) ほ場・施設環境モニタリング (6) 自動操舵システム (7) 農業用ドローン (8) 高性能田植機（自動操舵機能・直進アシスト機能・可変施肥機能付き） (9) 自動操舵付きトラクター (10) 高性能コンバイン（収量等センサー・直進アシスト機能付き） (11) ロボットトラクター (12) 前各号に掲げるもののほか、農林水産省が公表している「スマート農業技術カタログ（耕種農業）」に掲載されている機器等または当該機器等と同等と認められるもの
------	---

第4 補助対象経費

補助対象経費は、第3に掲げるスマート農業技術の導入に要する経費とする。ただし、中古機械および農業経営の用途以外の用途に供される汎用性の高いものの購入経費、システムに係る利用料および通信料その他維持管理経費および国、県その他団体等からの補助金等または本市の他の補助金等の交付対象となる経費は、この補助金の補助対象経費としない。

2 補助金の交付申請を行った年度内に、補助対象となる全ての技術の導入が完了すること。

第5 補助率および補助上限額

補助対象経費の合算額の2分の1以内とし、100万円を上限とする。ただし、第2の第3項の規定に基づき重点枠と指定された事業の補助金の額は、補助対象経費の合算額の3分の2以内とし、200万円を上限とする。

区分	補助率	補助上限
基本枠	2分の1以内	100万円
重点枠	3分の2以内	200万円

2 補助金の交付は、補助対象者1者につき、同一年度内に1回までとする。

第6 事業の承認申請

補助金の交付を受けようとする者は、スマート農業技術導入支援事業承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、事前にスマート農業技術導入支援事業の承認を受けること。

- (1) スマート農業技術導入支援事業計画書（様式第2号）
- (2) 取組目標ポイント算定シート（様式第2号別紙）
- (3) 取組目標ポイント加算に係る確認書類
- (4) 事業承認申請が属する年度の前年度の決算書の写し、または確定申告書の写しおよび損益計算書等売上高を確認できる資料。ただし、新規就農者等で前年度に農業所得のない場合は、この限りでない。
- (5) 3者以上から徴収した見積書の写し。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (6) 仕様書またはパンフレット等導入するスマート農業技術の内容がわかる資料
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第7 事業実施状況報告

補助事業者は、事業開始年度から起算して3年間、導入したスマート農業技術の活用および取組状況、取組目標に対する達成状況等について、毎年度末までにスマート農業技術導入支援事業状況報告書（様式第5号）に次に掲げる書類等を添付して、市長に報告すること。

- (1) 達成状況が確認できる書類
- (2) 導入したスマート農業技術等の現況写真

第8 その他

本事業により導入した技術機械等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を経過しないうちに、転売、賃貸し、譲渡、交換、破損や故障等による廃棄等を行うことは原則認めないものとする。